

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月27日
【会社名】	日立電線株式会社
【英訳名】	Hitachi Cable, Ltd.
【代表者の役職氏名】	執行役社長 高橋 秀明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03)6381-1045
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部法務部門法務部長 吉岡 勇士
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区外神田四丁目14番1号
【電話番号】	(03)6381-1045
【事務連絡者氏名】	ビジネスサポート本部法務部門法務部長 吉岡 勇士
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成24年10月29日付で、当社の子会社である日立電線商事株式会社（以下「日立電線商事」といいます。）のリードフレーム事業及び伸銅事業に関する販売機能を会社分割（吸収分割）の方法により当社が承継する契約を締結する旨の決議について、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき臨時報告書を提出いたしました。その記載事項の一部に変更が生じたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

### 2 [報告内容]

(訂正前)

(前略)

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

締結予定の吸収分割契約書の定めるところにより、日立電線商事の有するリードフレーム事業及び伸銅事業に係る資産、負債及び権利義務（ただし、雇用関係を除きます。）を承継対象とし、日立電線商事を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行います。

② 吸収分割の日程

吸収分割契約承認取締役会 未定

吸収分割契約書締結日 未定

本吸収分割の効力発生日 平成25年4月1日（予定）

(注) 分割会社である日立電線商事においては、会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社である当社においては、会社法第796条第3項に規定する簡易吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

③ 吸収分割に係る割当ての内容

100%子会社との間の吸収分割であるため、割当財産はありません。

④ その他の吸収分割契約の内容

未定

(中略)

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

本吸収分割の対象事業を日立電線商事から承継することを除き、当社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容については変更ありません。なお、承継後の当社の純資産の額及び総資産の額は現時点では確定していません。

(訂正後)

(前略)

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

締結予定の吸収分割契約書の定めるところにより、日立電線商事の有するリードフレーム事業及び伸銅事業に係る資産、負債及び権利義務（ただし、雇用関係を除きます。）を承継対象とし、日立電線商事を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割を行います。

② 吸収分割の日程

＜リードフレーム事業＞

吸収分割契約承認取締役会 未定

吸収分割契約書締結日 未定

吸収分割の効力発生日 平成25年4月1日（予定）

(注) 分割会社である日立電線商事においては、会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社である当社においては、会社法第796条第3項に規定する簡易吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

<伸銅事業>

吸収分割契約承認取締役会 平成24年12月27日 (当社、日立電線商事)

吸収分割契約書締結日 平成24年12月27日

吸収分割の効力発生日 平成25年3月1日 (予定)

(注) 分割会社である日立電線商事においては、会社法第784条第1項に規定する略式吸収分割に該当するため、承継会社である当社においては、会社法第796条第3項に規定する簡易吸収分割に該当するため、いずれも吸収分割契約承認株主総会を開催いたしません。

③ 吸収分割に係る割当ての内容

100%子会社との間の吸収分割であるため、割当財産はありません。

④ その他の吸収分割契約の内容

当社が承継する権利義務及び吸収分割の日程は上記のとおりです。なお、伸銅事業の吸収分割の効力発生日を変更したため、各事業について個別に吸収分割契約を締結することといたしました。

(中略)

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

当社は、平成25年4月1日付 (予定) で、日立金属株式会社を吸収合併存続会社とする吸収合併により消滅し解散する予定です。当該吸収合併の内容は、当社が平成24年11月13日付で提出した臨時報告書を、また、合併後の吸収合併存続会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容は、当該吸収合併の未定事項について当社が決定次第提出する予定である上記臨時報告書の訂正報告書をご参照ください。